

『女性活躍推進法』に基づく行動計画

1、計画期間 令和 3年 9月 1日から令和 8年 8月31日（5年間）

2、内 容

目標1 相談しやすい環境を整えるとともに、ハラスメント規定の周知を再度行う
《対策》

法人就業規則（ハラスメント防止規定）の周知を徹底します
相談窓口を見直すとともに、隠れたハラスメントが無いかを確認します。

目標2 直近の有給休暇取得率の調査では、全体 71.4%（うち、女性 72.5%。計
画期間中に 75.0%の取得率を目指す

《対策》

人員の確保確保を行うと同時に、業務内容・業務体制の見直しを行い、有給
休暇を取得できる環境を整えます。

この他、次の内容についても取り組みます。

- ① 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報
- ② 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施
- ③ 上司を通じた男性労働者の働き方の見直しなど育児参画の促進